平成２５年（フ）第１１８号
岡山県倉敷市連島中央５丁目14番４号
債務者　月城　政義
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２０号
鹿児島県大島郡伊仙町大字木之香７番地
債務者　谷村　文三
1　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第４２８号
埼玉県川口市元郷１丁目８番８号、旧住所埼玉県蕨市塚越７丁目22番６号　片桐ハイツ101号
債務者　古島龍太郎
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４５６号
さいたま市南区根岸３丁目12番７号　ファミリーハイツ103、旧住所千葉県鎌ケ谷市右京塚１番５―101号
債務者　小宮　　潔
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４６７号
埼玉県幸手市南３丁目２番８号、旧住所さいたま市西区大字指扇2829番地１　ユーアイコーポ大宮指扇第１―201
債務者　本間　正俊
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４７３号
埼玉県加須市南町４番８号　サウスアベニューＢ棟202号室
債務者　野口　真之
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４７９号
さいたま市西区大字指扇143番地１　第２大久保ハイツ101、住民票上の住所埼玉県桶川市南２丁目３番22号　パステル桶川202号
債務者　松本　竜彦
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４９３号
さいたま市北区日進町２丁目462番地２　ユーカリハイツ101号
債務者　羽子田克己
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５２５号
埼玉県上尾市中妻１丁目13番地５
債務者　向山　鏡子
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５３５号
埼玉県蕨市中央７丁目29番９号　タキザワハイツ201号
債務者　堀江　紘美
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５５３号
埼玉県鴻巣市広田3566番地４
債務者　齋藤　和美
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５６６号
埼玉県戸田市笹目北町５番地の22　ベルメゾンＭＲ204号室
債務者　渡邊　苑香（旧姓大伴）
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５８８号
埼玉県久喜市青葉１丁目１番15―307号
債務者　菊地　光子（旧姓勝呂）
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３２号
岩手県奥州市江刺区岩谷堂字百連寺245番地10
債務者　和田　　薫
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第３３号
岩手県奥州市江刺区岩谷堂字百連寺245番地10
債務者　和田　正彦
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第３４号
岩手県奥州市水沢区字大橋34番地９　大橋住宅19号
債務者　齊藤東亜子
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第４号
千葉県香取市小見川5550番地11　八丁面アパートＡ棟
債務者　市本　和也
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
千葉地方裁判所佐原支部